

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	公営住宅管理事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県知事

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理事務
②事務の概要	公営住宅の入居者の収入申告や減免、異動、名義変更、同居、転出といった諸申請の処理を行う。
③システムの名称	住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項1 別表第一 項番19、番号法別表第一の主務省令で定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第1項第8号 別表第二の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条 【情報提供】 ・該当なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木部都市局住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県総務部総務学事課行政情報・不服審査班 〒700-8570 岡山県北区内山下2-4-6 電話番号:086-226-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県土木部都市局住宅課管理班 〒700-8570 岡山県北区内山下2-4-6 電話番号:086-226-7526

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	丸川 隆志	奥田 洋司	事後	人事異動
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	奥田 洋司	難波 晋	事後	人事異動
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	表紙 公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事前	時点修正
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事前	時点修正
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	難波 晋	住宅課長	事後	様式改正
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	※各項目内容を記載	事後	様式改正
令和2年4月1日	表紙 公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事前	時点修正
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事前	時点修正
令和3年4月1日	表紙 公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	時点修正
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事前	時点修正
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事前	時点修正
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第1項第7号 別表第二の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条 【情報提供】 ・該当なし	【情報照会】 ・番号法第19条第1項第8号 別表第二の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条 【情報提供】 ・該当なし	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年4月1日	表紙 公表日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	時点修正
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事前	時点修正
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事前	時点修正
令和5年4月1日	表紙 公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	時点修正
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事前	時点修正
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事前	時点修正